

当院からのご案内

◆歯科医院における厚生労働大臣が定める揭示事項です。

1. 当院は厚生労働大臣が定める保険医療機関です

2. 明細書発行体制等加算について

個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しています。

なお、明細書が必要のない場合はお申し出ください。

3. 歯科疾患管理料について

歯の痛みなどの症状や検査など、お口の健康を保つために必要な管理をしています。

なお、明細書が必要のない場合はお申し出ください。

4. 後発医薬品のある先発医薬品（長期収載品）の選定療養費について

診療報酬改定により、2024年10月1日から長期収載品を患者様ご自身で希望した際に選定療養費として

自己負担が発生します。

※詳しくはこちら➡ https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_39830.html

5. 保険外負担に関する事項について

当院では保険適用外治療（自費治療）におきましては、別途、自費にてご負担頂いております。

自己負担が発生します。

◆当院では施設基準等に適合している旨、厚生労働省地方厚生局に以下の届出を行っています。

◆オンライン資格確認による医療情報の取得

当院ではオンライン資格確認システムを導入しており、マイナンバーカードが健康保険証として利用できます。患者様の 薬剤情報等の診療情報を取得・活用して、質の高い医療提供に努めています。マイナ保険証のご利用にご協力ください。

◆歯科外来診療における院内感染の防止対策

◆歯科外来診療医療の安全対策

歯科の特性に配慮した総合的な歯科医療環境の整備を行っており、自動体外式除細動器（AED）を常時設置しております。

当院は歯科診療に係る医療安全管理対策を実施しております。

緊急時に円滑な対応ができるよう、以下の保険医療機関と連携しています。

連携先医療機関

甲南医療センター

☎078-851-2161

◆一般名処方加算

後発医薬品があるお薬は患者様へご説明の上、商品名ではなく、一般名（有効成分の名称）で処方する場合があります。

◆歯科外来診療感染対策加算

◆歯科訪問診療料の注15に規定する基準

◆歯科口腔リハビリテーション料2

◆CAD/CAM冠及びCAD/CAMインレー

◆クラウン・ブリッジ維持管理料

当院からのご案内

◆歯科治療時医療管理料

連携先医療機関 甲南医療センター ☎078-851-2161

◆口腔管理体制強化加算

連携先医療機関 甲南医療センター ☎078-851-2161

◆在宅患者歯科治療時医療管理料

連携先医療機関 甲南医療センター ☎078-851-2161

◆当院では、介護保険を適用しております。

◆居宅療養管理指導における運営規程・重要事項説明書

当院では居宅療養管理指導における運営規程・重要事項説明書を整備し、利用者様（またはご家族）にしっかりとご説明し、ご同意頂いております。

居宅療養管理指導の運営規定（重要事項説明）

- 第1条** 歯科医院が実施する居宅療養管理指導の適正な運営を確保するために、人および管理運営に関する事項を定める。
- （事業の目的）
- 第2条** 要介護状態または要支援状態にある者（以下「要介護者等」という）に対し、適切な居宅療養管理指導を提供することを目的とする。
- （運営方針）
- 第3条**(1) 歯科医院が実施する居宅療養管理指導の従業者は、要支援要介護者がその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、通院が困難な利用者に対して、その居宅を訪問して、心身の状況や環境などを把握し、それらを踏まえて療養生活の質の向上を図ることを目的とする。
- (2) 居宅療養管理指導の実施にあたっては、居宅介護支援事業者のその他保健医療サービスまたは福祉サービスを提供するとの密接な連携に努めるとともに、関係市町村とも連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。
- （事業所の名所等）
- 第4条** 名称および所在地は次のとおりとする。
- (1) 名称：しまはらデンタルクリニック
- (2) 所在地：神戸市東灘区住吉本町1-1-7
- （従業者の職種、員数、および職務内容）
- 第5条** 居宅療養管理指導を行う従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。
- (1) 歯科医師 1人（専任常勤）以上
- 歯科医師は、居宅を訪問し、歯科医学的観点から、居宅介護サービス計画の作成などに必要な情報提供を行うとともに、介護方法についての指導・助言や、利用者・家族に対する療養上必要な事項の指導、助言を行う。
- (2) 歯科衛生士 1人（常勤）以上
- 歯科衛生士は、歯科医師の指示に基づき居宅を訪問し、患者の口腔内での清掃または有床義歯の清掃に関する実地指導を行う。
- （営業日および営業時間）
- 第6条** 居宅療養管理指導の営業日および営業時間は、次のとおりとする。
- (1) 歯科医師による居宅療養管理指導
月曜日から金曜日（水曜日を除く）
12時～13時
- (2) 歯科衛生士による居宅療養管理指導
月曜日から金曜日（水曜日を除く）
12時～13時
- *ただし、国民の祝日、12月29日～1月3日
8月13日～15日を除く
- *電話などにより、上記時間外においても連絡が可能な体制とする。
- （居宅療養管理指導の種類）
- 第7条** 居宅療養管理指導の種類は次のとおりとする。
- (1) 歯科医師による居宅療養管理指導
- (2) 歯科衛生士による居宅療養管理指導
- （利用料その他の費用の額）
- 第8条** 居宅療養管理指導を提供した場合の利用料の額は、厚生大臣が定める基準によるものとし、指定居宅療養管理指導が法的代理受領サービスであるときは、その1割の額とする。
- （その他運営に関する重要事項）
- 第9条**(1) 従業者の質的向上を図るための研修の機会を設け、業務体制を整備する。
- (2) 職員は業務上知りえた利用者またはその家族の秘密を保持する。
- (3) この規定に定める事項の他、運営に関する重要事項は歯科医院が定めるものとする。
- （附則）
- この規定は平成31年 3月 1日から施行する。



しまはらデンタルクリニック
Shimahara Dental Clinic